

熊工寄宿舍同窓会 会則

- 1 この会を、熊工寄宿舍同窓会といい、事務局を熊本市中央区上京塚5-1 熊本県立熊本工業高等学校熊工寮内に設置します。
- 2 この会は、熊工寄宿舍に在籍したことのある卒業生をもって組織し、会員相互の親睦と実社会での相互扶助を増進するとともに、寄宿舍からの要請については積極的に協力することを目的とします。
- 3 この会は、会員の親睦を兼ねた年1回の定期総会を開催します。その他の事業は総会または役員会で協議して決定します。
- 4 会の運営を円滑にするため、この会に役員会を置きます。役員任期・人員・職務は次のとおりです。
 - (1) 役員の人員・職務
 - ① 会長 1人 この会を代表し会務を統括します。
 - ② 副会長 若干名 会長を補佐し、会長が欠けたときは会長を代理します。
 - ③ 事務局長 1人 会長の命を受けて、会の日常の事務を処理します。
 - ④ 事務局次長 2人 事務局長の命を受けて、書記・会計を担当します。
 - ⑤ 幹事 若干名 会の日常業務を分掌します。
 - ⑥ 会計監査 2人 会の会計監査をします。
 - (2) 役員は総会で選出し、任期は2年とします。任期途中で選任される役員は役員会で選任し、任期は前任者の残任期間とします。
- 5 この会に顧問を置くことができます。顧問は総会の承認を得て会長が依嘱します。顧問はこの会に対して、必要な助言をします。
- 6 この会の会議はすべて全会一致で決定します。やむを得ないときは採決によりますが出席者の多数決で決めます。役員会は定員の2分の1以上の出席で成立します。
- 7 この会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てます。
- 8 この会の会計年度は、毎年4月1日始まり、翌年3月31日に終わります。
- 9 この会則の改正または廃止は、総会の議決によらねばなりません。
- 10 この会則は平成11年4月28日から施行します。